

平成30年第3回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

30紀総務発第152001号
平成30年8月30日

紀の川市議会議長 坂本康隆様

紀の川市長 中村慎司

議案の送付について

平成30年第3回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度紀の川市一般会計補正予算(第2号))

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第73号 池田財産区管理委員の選任について

議案第74号 池田財産区管理委員の選任について

議案第75号 池田財産区管理委員の選任について

議案第76号 池田財産区管理委員の選任について

議案第77号 池田財産区管理委員の選任について

議案第78号 池田財産区管理委員の選任について

議案第79号 池田財産区管理委員の選任について

議案第80号 田中財産区管理委員の選任について

議案第81号 田中財産区管理委員の選任について

議案第82号 田中財産区管理委員の選任について

議案第83号 田中財産区管理委員の選任について

議案第84号 田中財産区管理委員の選任について

議案第85号 田中財産区管理委員の選任について

議案第86号 田中財産区管理委員の選任について

議案第87号 平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第88号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第89号 平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

議案第90号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第91号 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出
決算の認定について

議案第92号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

議案第93号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

議案第94号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第95号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第96号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第97号 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第98号 平成29年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第99号 平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第100号 平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第101号 平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第102号 平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第103号 平成29年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第104号 平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第105号 平成29年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第106号 平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第107号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第108号 平成29年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

議案第109号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

議案第110号 紀の川市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

議案第111号 紀の川市印鑑条例の一部改正について

議案第112号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について

議案第113号 紀の川市都市公園条例の一部改正について

議案第114号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第115号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第116号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について

議案第117号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第118号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について

議案第119号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第120号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第121号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第122号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第123号 平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第124号 平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第125号 平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第126号 平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第127号 平成30年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第128号 平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第129号 平成30年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第130号 平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第131号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第132号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第133号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

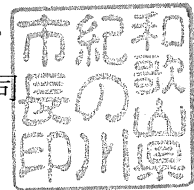
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年7月20日

紀の川市長 中 村 慎 司



諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市名手市場1358番地11

氏 名 井 ばた 端 たか ひこ
隆 彦

昭和28年6月5日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、平成30年12月31日任期満了となることに伴い、井端隆彦君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市名手西野50番地3

氏 名 かわ の ひろむ
河 野 啓

昭和30年1月3日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、平成30年12月31日任期満了となることに伴い、河野啓君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第6号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市江川中468番地2

氏 名 えの もと まもる
榎 本 守

昭和32年12月8日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、平成30年12月31日任期満了となることに伴い、榎本守君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第73号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市西山田220番地

氏 名 やま だ とし はる
山 田 敏 治

昭和22年1月30日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、山田敏治君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第74号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市池田新357番地

氏 名 いわ つぼ はつ お
岩 坪 初 雄

昭和19年1月20日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、岩坪初雄君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第75号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

| | | | | |
|-----|--------------|---------|---------|---------|
| 住 所 | 紀の川市枇杷谷272番地 | | | |
| 氏 名 | まつ 松 | もと 本 | よし 吉 | ひろ 弘 |
| | 昭和30年12月17日生 | | | |

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、松本吉弘君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第76号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市東三谷28番地2

氏 名 ね ころ ひろし
根 末 博

昭和20年9月27日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、根末博君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第77号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市南勢田597番地

氏 名 と 富 まつ 松 かず 一 お 夫

昭和23年7月19日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、富松一夫君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第78号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市中畑255番地

氏 名 おおむらよしただ
大村芳忠

昭和17年4月15日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、大村芳忠君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第79号

池田財産区管理委員の選任について

下記の者を池田財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市古和田256番地

氏 名 はやし 林 ひで 秀 ゆき 行

昭和24年12月29日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

池田財産区管理委員の任期満了に伴い、林秀行君を池田財産区管理委員に選任するため。

議案第80号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市高野415番地
氏 名 えの もと よし ゆき
榎 本 喜 之
昭和43年1月19日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、榎本喜之君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第81号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市西井阪131番地7

氏 名 中 尾 太 久 也

昭和30年1月2日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、中尾太久也君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第82号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市久留壁28番地

氏 名 楠 井 幸 治

昭和14年5月22日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、楠井幸治君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第83号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市田中馬場140番地

氏 名 いわ 岩 つる 鶴 あきら 昭

昭和10年4月6日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、岩鶴昭君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第84号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市竹房779番地

氏 名 なか まえ のぶ やす
中 前 乃 泰

昭和27年6月24日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、中前乃泰君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第85号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市打田347番地
氏 名 うた ひで き
歌 英 樹
昭和28年4月10日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、歌英樹君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第86号

田中財産区管理委員の選任について

下記の者を田中財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市花野197番地

氏 名 お ぎ き し げ は る
尾 崎 茂 晴

昭和26年11月16日生

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

田中財産区管理委員の任期満了に伴い、尾崎茂晴君を田中財産区管理委員に選任するため。

議案第87号

平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第 88 号

平成 29 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第89号

平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第90号

平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第91号

平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第92号

平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第93号

平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第94号

平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第95号

平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第96号

平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第97号

平成29年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第98号

平成29年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第99号

平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第100号

平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第101号

平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第102号

平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第103号

平成29年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第104号

平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年
度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見
をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第105号

平成29年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第106号

平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第107号

平成29年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(歳入歳出決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第108号

平成29年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成29年度紀の川市水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求める。また、同法第30条第4項の規定により、平成29年度紀の川市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第110号

紀の川市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

紀の川市中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

地域社会の担い手である中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化を図り、市民生活の向上に寄与するため。

紀の川市中小企業・小規模企業振興基本条例

平成 年 月 日
条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興に関し、基本理念その他の基本となる事項を定め、市、商工業者、中小企業団体及び市民の役割を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を推進し、中小企業等の成長、持続的発展及び地域経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者 市内で商工業活動を行うものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業団体 商工会その他中小企業の支援を行う団体をいう。
- (5) 大型店 店舗面積が500平方メートルを超える店舗をいう。
- (6) 市民 市内に居住し、又は通勤する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、地域産業の継続的な発展、新産業の創出及び地域社会の発展を目的に、中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が自ら創意工夫及び自主的な努力を尊重し促進しなければならない。

2 中小企業等の振興は、中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識の下に行わなければならない。

3 中小企業等の振興は、国及び県の協力を得ながら、市、中小企業者等及び中小企業団体が連携するとともに、市民が協力することを基本として行わなければならない。

(施策の基本方針)

第4条 中小企業等の振興に関する施策を策定及び実施する場合は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業等の人材の確保、育成及び雇用の安定、資金調達の円滑化等の経営基盤の強化を図ること。

- (2) 中小企業等の創業の促進及び事業の継続を図ること。
- (3) 中小企業等の振興に関する情報の収集及び提供を図ること。
- (4) 中小企業等の振興に関する市民の理解及び協力の促進を図ること。

(市の役割)

第5条 市は、第3条に定める基本理念及び前条に定める施策の基本方針に基づき、施策を実施するものとする。

- 2 市は、中小企業者等が豊かな地域社会づくりへの貢献並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めるものとする。

(商工業者の役割)

第6条 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、中小企業団体に積極的に加入し、その事業活動に協力するとともに、地域活動への参画等により、地域経済及び地域社会への貢献に努めるものとする。
- 3 大型店を営む者及び大型店において事業活動を行う者は、市内で商工業を営む者の一員として中小企業団体に積極的に加入し、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定により、地域社会での重要な主体であるという社会的責任を認識した上で、商工業の振興に貢献するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第7条 中小企業団体は、商工業者の自主的な努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、商工業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

- 2 中小企業団体は、市及び国、県その他関係機関と連携及び協働して商工業の振興に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、地域における商工業の振興が市民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解するよう努めるとともに、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(検証及び評価)

第9条 市は、中小企業団体と連携して、商工業の振興に関する主な施策について検証及び評価を行い、その結果を商工業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第111号

紀の川市印鑑条例の一部改正について

紀の川市印鑑条例（平成17年紀の川市条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

コンビニエンスストアの多機能端末機による印鑑登録証明書交付等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市印鑑条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市印鑑条例（平成17年紀の川市条例第12号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p><u>（印鑑登録証明）</u></p> <p>第13条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑票に登録されている 印影の写し（印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置 により読み取ってディスクに記録したものに係るプリンター からの打出しを含む。）であることを市長が証明するものとし、 印影のほか、規則に定める事項を記載するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条 略</p> <p>（新設）</p> | <p><u>（印鑑登録証明書）</u></p> <p>第13条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑票に登録されてい る印影の写し（印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置 により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンター からの打出しを含む。）であることを市長が証明するものとし、 印影のほか、規則に定める事項を記載するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条 略</p> <p><u>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</u></p> <p>第14条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機 （<u>地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由 して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通 信端末機で、当該端末機の操作により証明書等を自動に交付する 機能を有するものをいう。</u>）で、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第2 7号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して暗証番</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|-----|--|
| | <p>号を入力することにより、<u>印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、使用する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符合を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。</u></p> |

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の次に1条を加える改正は、平成31年3月1日から施行する。

議案第112号

紀の川市社会体育施設条例の一部改正について

紀の川市社会体育施設条例（平成17年紀の川市条例第105号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

紀の川市社会体育施設の温水シャワー設備の使用料を徴収すること等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市社会体育施設条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市社会体育施設条例（平成17年紀の川市条例第105号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|---|---|-------------|---|-----------|--------------|---|---|-----------------|---|----------------|--------------|--|---|--|----|----|---|---|-------------|---|-----------|--------------|---|---|-----------------|---|----------------|---------------|--|--------------|--|---|
| <p>(使用料)</p> <p>第6条 管理者において施設の利用を認めるときは、別表第2に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を前納するものとする。</p> <p>2～4 略</p> | <p>(使用料)</p> <p>第6条 管理者において施設の利用を認めるときは、別表第2に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を前納するものとする。ただし、温水シャワーについては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>紀の川市粉河中部運動場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>紀の川市粉河武道館</td> <td>紀の川市粉河1479番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>紀の川市貴志川トレニングプラザ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>紀の川市社会体育施設夜間照明</td> <td>紀の川市粉河1479番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 | 略 | 紀の川市粉河中部運動場 | 略 | 紀の川市粉河武道館 | 紀の川市粉河1479番地 | 略 | 略 | 紀の川市貴志川トレニングプラザ | 略 | 紀の川市社会体育施設夜間照明 | 紀の川市粉河1479番地 | | 略 | <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>紀の川市粉河中部運動場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>紀の川市粉河武道館</td> <td>紀の川市粉河1558番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>紀の川市貴志川トレニングプラザ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>紀の川市社会体育施設夜間照明</td> <td>紀の川市上野354番地83</td> </tr> <tr> <td></td> <td>紀の川市粉河1479番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 | 略 | 紀の川市粉河中部運動場 | 略 | 紀の川市粉河武道館 | 紀の川市粉河1558番地 | 略 | 略 | 紀の川市貴志川トレニングプラザ | 略 | 紀の川市社会体育施設夜間照明 | 紀の川市上野354番地83 | | 紀の川市粉河1479番地 | | 略 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 紀の川市粉河中部運動場 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 紀の川市粉河武道館 | 紀の川市粉河1479番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 紀の川市貴志川トレニングプラザ | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 紀の川市社会体育施設夜間照明 | 紀の川市粉河1479番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 紀の川市粉河中部運動場 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 紀の川市粉河武道館 | 紀の川市粉河1558番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 紀の川市貴志川トレニングプラザ | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 紀の川市社会体育施設夜間照明 | 紀の川市上野354番地83 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 紀の川市粉河1479番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改 正 前 | 改 正 後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|----|------|-----|-----------|---|---|---|-----------|---|---|--------|----|------|--|----|----|----|-----|-----------|---|---|---|-----------|---|---|--------|----|------|
| <p>別表第2 (第6条関係)</p> <p>1 紀の川市打田社会体育施設使用料 表 略 備考</p> <p>(1) 施設の休日は、毎週月曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。）とし、当該施設の休日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「<u>休日</u>」という。）に当たるときは、その日以後の直近の平日を休日とする。</p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>2 紀の川市粉河社会体育施設使用料 表 略 備考</p> <p>(1) 施設の休日は、毎週月曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。）とし、当該施設の休日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「<u>休日</u>」という。）に当たるときは、その日以後の直近の平日を休日とする。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>3 紀の川市那賀社会体育施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">紀の川市那賀体育館</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>温水シャワー</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> | 名称 | 区分 | 単位 | 使用料 | 紀の川市那賀体育館 | 略 | 略 | 略 | トレーニングルーム | 略 | 略 | 温水シャワー | 1回 | 100円 | <p>別表第2 (第6条関係)</p> <p>1 紀の川市打田社会体育施設使用料 表 略 備考</p> <p>(1) 施設の休日は、毎週月曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。）とし、当該施設の休日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「<u>休日</u>」という。）に当たるときは、その日以後の直近の平日を休日とする。</p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>2 紀の川市粉河社会体育施設使用料 表 略 備考</p> <p>(1) 施設の休日は、毎週月曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。）とし、当該施設の休日が祝日 _____に当たるときは、その日以後の直近の平日を休日とする。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>3 紀の川市那賀社会体育施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">紀の川市那賀体育館</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>温水シャワー</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> | 名称 | 区分 | 単位 | 使用料 | 紀の川市那賀体育館 | 略 | 略 | 略 | トレーニングルーム | 略 | 略 | 温水シャワー | 1回 | 100円 |
| 名称 | 区分 | 単位 | 使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 紀の川市那賀体育館 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | トレーニングルーム | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 温水シャワー | 1回 | 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 区分 | 単位 | 使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 紀の川市那賀体育館 | 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | トレーニングルーム | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 温水シャワー | 1回 | 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

改正前

(1) 施設の休日は、毎週月曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。）とし、当該施設の休日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日~~に~~当たる場合は、その日以後の直近の平日を休日とする。

(2) 略

(新設)

(3)・(4) 略

4 紀の川市桃山社会体育施設使用料

表 略

備考

(1) 施設の休日は、毎週月曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。）とし、当該施設の休日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日~~に~~当たる場合は、その日以後の直近の平日を休日とする。

(2)～(5) 略

5 紀の川市貴志川社会体育施設使用料

| 名称 | 区分 | 単位 | 使用料 | |
|-------------------|----|---------|-----|---------|
| | | | 市内 | 市外 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 紀の川市貴志川スポーツ公園 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| テニスラケット（1本） | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 紀の川市長山ふれあい公園 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 紀の川市貴志川トレレーニングプラザ | 略 | 1回（2時間） | 市内 | 1人2000円 |
| | | | 市外 | 1人6000円 |

改正後

(1) 施設の休日は、毎週月曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。）とし、当該施設の休日~~が~~祝日~~に~~当たる場合は、その日以後の直近の平日を休日とする。

(2) 略

(3) 紀の川市那賀体育館トレレーニングルームの利用時間は、午前9時から午後9時30分まで、日曜及び祝日は午前9時から午後5時30分まで。

(4)・(5) 略

4 紀の川市桃山社会体育施設使用料

表 略

備考

(1) 施設の休日は、毎週月曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。）とし、当該施設の休日~~が~~祝日~~に~~当たる場合は、その日以後の直近の平日を休日とする。

(2)～(5) 略

5 紀の川市貴志川社会体育施設使用料

| 名称 | 区分 | 単位 | 使用料 | |
|----------------|---------|----|-----|---------|
| | | | 市内 | 市外 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 紀の川市貴志川スポーツ公園 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| テニスラケット（1本） | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 温水シャワー | 略 | 1回 | 略 | 1000円 |
| 紀の川市長山ふれあい公園 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 紀の川市貴志川トレレーニング | 1回（2時間） | 略 | 市内 | 1人2000円 |
| | | | 市外 | 1人6000円 |

| 改 正 前 | | 改 正 後 | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---------------------|----|---------------------|--|----|------------|----|---------------------|----|---------------------|---------------------------------|
| | <table border="1"> <tr> <td>市内</td> <td>定期利用1人1箇月 1,000円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>定期利用1人1箇月 5,000円</td> </tr> </table> | 市内 | 定期利用1人1箇月 1,000円 | 市外 | 定期利用1人1箇月 5,000円 | <table border="1"> <tr> <td>市外</td> <td>一時利用1人600円</td> </tr> <tr> <td>市内</td> <td>定期利用1人1箇月 1,000円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>定期利用1人1箇月 5,000円</td> </tr> </table> | 市外 | 一時利用1人600円 | 市内 | 定期利用1人1箇月 1,000円 | 市外 | 定期利用1人1箇月 5,000円 | プラザ ルーム 温水シャワー 1回 100円 |
| 市内 | 定期利用1人1箇月 1,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 市外 | 定期利用1人1箇月 5,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 市外 | 一時利用1人600円 | | | | | | | | | | | | |
| 市内 | 定期利用1人1箇月 1,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 市外 | 定期利用1人1箇月 5,000円 | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | <p>(1) 施設の休日は、毎週月曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。）とし、当該施設の休日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日と当たる場合は、その日以後の直近の平日を休日とする。</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>(5) 紀の川市貴志川トレニングプラザの利用時間は、午前9時から午後9時30分まで、日曜日は午前10時から午後5時30分まで。</p> <p>(6) ～ (8) 略</p> <p>6 略</p> | <p>(1) 施設の休日は、毎週月曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで。）とし、当該施設の休日が祝日</p> <p>_____に当たる場合は、その日以後の直近の平日を休日とする。</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>(5) 紀の川市貴志川トレニングプラザの利用時間は、午前9時から午後9時30分まで、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時30分まで。</p> <p>(6) ～ (8) 略</p> <p>6 略</p> | 備考 | | | | | | | | | | |

備考 別表第1及び別表第2は縮小して表示しています。

附 則（平成 年 月 日条令第 号）
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第113号

紀の川市都市公園条例の一部改正について

紀の川市都市公園条例（平成18年紀の川市条例第28号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

紀の川市桃源郷運動公園陸上競技場の温水シャワー設備の使用料を徴収することに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市都市公園条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市都市公園条例（平成18年紀の川市条例第28号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(使用料)</p> <p>第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は第9条第1項の許可（以下「都市公園の使用の許可」という。）を受けた者は、別表第2に掲げる額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納付しななければならない。ただし、別表第2の4有料施設の使用料（1）<u>桃源郷運動公園ア学習体験館の使用料の物品の展示販売</u>（川市民体育館（備品、器具、附属設備等）の使用料の温水シャワー及びびく管理棟の使用料については、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 有料施設の使用料</p> <p>(1) 桃源郷運動公園</p> | <p>(使用料)</p> <p>第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は第9条第1項の許可（以下「都市公園の使用の許可」という。）を受けた者は、別表第2に掲げる額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納付しななければならない。ただし、別表第2の4有料施設の使用料（1）<u>桃源郷運動公園ア学習体験館の使用料の物品の展示販売、イ陸上競技場の使用料の温水シャワー、（3）紀の川市民公園イ紀の川市民体育館（備品、器具、附属設備等）の使用料の温水シャワー及びびく管理棟の使用料については、この限りでない。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 有料施設の使用料</p> <p>(1) 桃源郷運動公園</p> |

| 改 正 前 | | 改 正 後 | |
|-------------|---------|-------------|------------|
| ア 略 | | ア 略 | |
| イ 陸上競技場の使用料 | | イ 陸上競技場の使用料 | |
| 略 | | 略 | |
| ハンドマイク・拡声装置 | 単位 略 | ハンドマイク・拡声装置 | 単位 略 |
| メインスタンド会議室1 | 略 | 温水シャワー | 1回 100円 |
| 略 | 略 | メインスタンド会議室1 | 略 |
| | | 略 | 略 |
| | | (2)～(5) 略 | |

附 則 (平成 年 月 日条例第 号)
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第114号

平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第115号

平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第116号

平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第117号

平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第118号

平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第119号

平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第120号

平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第121号

平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第122号

平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第123号

平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第124号

平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第125号

平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第126号

平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第127号

平成30年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第128号

平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算
(第1号) について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算(第1号)について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第129号

平成30年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第130号

平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第131号

平成30年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第132号

平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第133号

平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年8月30日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)